

2019年10月1日から

消費税の軽減税率制度がスタートします！

～準備はお済みですか？～

軽減税率制度は全ての事業者に関係します



飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者は、取引ごとの税率により**区分経理**を行うことや、**区分記載請求書等**を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者は、取引ごとの税率により**区分経理**を行う等の対応が必要になります。

※例えば、贈答用のお菓子や会議用の弁当も飲食料品に含まれます。

免税事業者であっても、課税事業者と取引を行う場合、**区分記載請求書等**の交付が求められる場合があります。

「区分記載請求書等」「区分経理」とは？

【区分記載請求書等の記載例】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
∴	∴	∴
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※軽減税率対象 A △△商事株

(これまでの記載事項に加えて)

- A 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- B 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

【総勘定元帳の区分経理の記載例】

XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200 B
∴	∴	∴	∴	∴

(※:軽減税率対象品目)

(これまでの記載事項に加えて)

- A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載
- B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載

軽減税率制度説明会のご案内

税務署では軽減税率制度説明会を開催しています！

日程・会場等の詳しい情報は、

軽減税率説明会

検索

または、弘前税務署 電話(0172)32-0331
(音声案内に従い「2」を選択)

軽減税率制度に関するお問合せ先：消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
【専用ダイヤル】0120-205-553 《受付時間》9:00~17:00(土日祝除く)
(または0570-030-456(有料))